

第3回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 令和7年1月27日(月) 午後1時30分 |
| 出席議員 | 委員長 古賀 世章 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也 |
| 欠席議員 | 副委員長 白根 美穂 |
| 参考人 | 会計課長 山田 恭恵 |
| 事務局職員 | 稲員 美佳 |

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 時間になりましたので、ただいまより、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を執り行いたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

町民の皆様方におかれましては、お寒い中、またお忙しい中にもかかわらず、多数傍聴においていただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまより公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開催いたします。本日は、白根美穂副委員長より、体調不良のため欠席の届けが出ております。よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、前回第2回の本委員会で決定いたしました参考人からの意見聴取を行いたいというふうにあります。本日は、公金の支出の流れについて意見を求めるために、町の会計管理者である山田会計課長に参考人として出席を要請しております。

前回の委員会におきましては、公金の支出に関する書類の一部について、町に記録の提出を求めたところでございます。提出された記録を委員会で確認中でございますが、その内容も踏まえまして、意見を求めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最初に私の方から質問をさせていただきます。

初めに、山田会計課長より、改めまして、職名と職務内容、そして経験年数をお聞かせください。よろしくお願いたします。

○参考人(山田恭恵会計課長) はい。

会計管理者兼会計課長の山田恭恵と申します。大刀洗町の会計全般を任されております。令和3年4月から3年10カ月の、会計管理者としての職務をいたしております。

○古賀世章委員長 管理者の職務権限は地方自治法第170条に定められております。公金の支出に関しましては、地方自治法第4節、それから大刀洗町財務規則、その他関連する法令に基づいて業務を遂行されていると思います。

本委員会に提出された宿泊の支出に関する記録を確認しましたが、本町では、職員が宿泊を伴う出張をした場合は、支出命令書に宿泊を証明する領収書もしくは宿泊証明書が添付されていることを確認した上で支出を決定されているということでございますでしょうか。通常はどのような流れで支出を決定されておられますか。

ご答弁をお願いします。

○参考人(山田恭恵会計課長) はい。

宿泊を伴う出張の場合でございますが、まず出張命令を作成し、総務課長まで決裁伺をまわします。

次に、決裁がございましたら、概算払い、事前支払いですね、の支出命令書を担当課が作成をいたします。そして、担当課長による支出命令書の決裁がおりた場合、会計課へその支出伝票を持ってこられます。そして、支出命令に基づき、会計課から旅行会社及び本人へ支払いを行います。

出張が終わってからですね、次は、出張が終わってから、出張者は出張復命書を作成し、決裁をまわします。

復命書の決裁がございましたら、精算払いの支出命令書伝票をですね、担当課が作成いたします。そして、担当課長により支出命令の、精算の方ですね、決裁がございましたら、会計課へその精算伝票を持ってまいります。概算払いの金額から増減があれば、追加や返納金をいただくような流れになっております。

精算のときに必要なものとしては、「精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類」ということで、条例には書いていますが、一般的には宿泊証明や領収書等を添えて精算を行うようにしておりましたが、最近の分でいきますと、令和4年に総務課と会計課の方で作成しています「出張旅費計算等に係る留意点」の中に、やはり宿泊証明が必要とありましたので、そのような宿泊証明か領収書というところで会計課は認識しておりました。

以上です。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございました。

今回ですね、職員が自作した宿泊証明書によって公金が支出されていたということが明らかになったわけでございますが、その経緯はどのようなものであったかお分かりならば、ご説明をお願いいたします。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

令和4年12月に支出命令書が会計課に提出されました。このときは精算払いというか後払いだったので、概算請求はなく、支出命令書で回ってきました。すでに行ってきたものについての支払いになりました。

12月の提出のときに、宿泊証明にホテルの印がなかったもので、違和感がありましたので、本人に証明書が本物かどうかを確認いたしました。そのところ、「本物である」という回答をいただきました。予算執行者である課長の決裁がされておりましたので、それ以上の追及はしづらかったというのが覚えております。

喧嘩する勢いで言えばよかったですけども、通常の業務の中ではなかなかそれは難しく、そのまま押印廃止の流れがあった時期でもあったため、本物であるというのを信じて支出をしてしまいました。実際支出したのが、1月の支払いになりました。

1月の書類につきまして、例月出納検査が2月に行われますが、確か2月13日だったと思いますけれども、その出納検査のときに監査委員さんからの指摘がありまして、その場で、宿泊証明書に押印がないということがおかしいということで、宿泊先に「証明書には、そちらでは押印されているか、それとも押印廃止になっているのか」というのを問い合わせをしました。その出納検査の場ですね。

そしたら、ホテル側から「押印しています」という回答をいただきました。なので、「そしたら押印が漏れてますので、もう一度発行してください」というお願いをしました。その電話ですね。そしたら、「どなたの分でいつの分ですか」ということだったので、それを申し上げましたところ、相手のホテル側からですね、「宿泊の事実がありませんので証明できません」というお返事をいただきました。

そのあとはですね、監査委員の方から宿泊した本人に「ちゃんとした書類を出してください」ということを伝えたところまでは、こちら、会計課の方では確認をしております。

その後、ちゃんとした証明書が、別のホテルからのを持ってこられたので、それで差し替えを行って処理をしたところです。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

提出された記録を確認しておるんですが、同じ課長による明らかな宿泊証明書の偽造もですね、確認しております。出張に関する公金の支出について、さらに詳しく調査する必要性を感じておるところでございます。

また、会計課長も監査の関係で調べたところ、同じ課長による宿泊の事実がないケースも確認されていたようでございます。会計管理者として宿泊施設に問い合わせ確認をきちんとされたのですか。もう一度そこをお願いいたします。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

先ほどの件と別件になりますが、今回、この100条の委員会が立ち上がるということで、会計課の方でも、自分たちの事務が正しいのかどうかを調べるために、以前からの分を調査しようと思いついて集めてきたところですね、やはり押印がないものがありましたので、ホテルに「押印があるものをください」ということで、令和6年12月に取り寄せようとしてしましたところ、「その日については、その方は宿泊していない」というお返事をいただきまして。

出てきているのは確かです。

○古賀世章委員長 非常に残念ですけれども、それはもう事実として受けとめざるを得ないというふうに思います。

次にですね、百条委員会に提出された監査委員による随時監査の記録によりますと、現在でも、領収書も宿泊証明書も添付せずに旅費を請求した事例があるというふうに聞き及んでおります。具体的にどのようなものでしょうか。

また、その出張者が宿泊証明書は添付不要だと主張される根拠、これは何でしょうか。

もしお分かりならば、ご説明をください。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

令和6年11月に、ある課からですね、宿泊を伴う出張旅費の支払いの支出命令が提出されたので、その書類の精査をしていたところ、領収書も宿泊証明も添付されておりませんでしたので、担当係を会計課の方に呼びまして、「宿泊証明を添付するように」と言いました。

するとですね、ホテルのホームページの予約履歴というのがあるんですけども、そちらをネットから印刷したもので、「これが見積書のようなものですので、これでいいですね」という形で再提出されました。見積書はあくまでも見積書であるし、ホームページというか、ネットから出力したのに関して、これが宿泊した証明になるかということかなり会計課の方では疑義が生じたので、本人に「領収書か宿泊証明書を」と言ったところ、「留意点に見積書と書いてあります」ということだったので、その留意点というのが何かと思って確認しましたところ、「出張旅費計算等に係る留意点」のことだったんですね。それが職員の誰でも見れるところに、文書管理として、財政の中に入っておりまして、全員がそれをもとに支出命令等を作るように、旅費に関しましてですね、なっております。

しかし、その内容を確認したところ、私が記憶しているものと違うものになっていたので、変更されていたんだということがわかりました。それに関してはまだ保留にしております、お支払いはしていない状況でございます。

すみません、質問を2つぐらい言われたんですけど、舞い上がってしまって忘れてしまっているんですが、もう1つ何かありましたでしょうか、すみません。

根拠につきましては、その「出張旅費計算等に係る留意点」というのを根拠にされておりました。

○河野政之委員 旅費に関する留意点は、確かに、令和5年1月に総務課長協議として、宿泊証明書の提出が必要ない上に、行程表の添付程度でよいと読み取られるようなものに改変されています。

改変された文書の作成者は総務課と会計課の連名となっておりますが、それは事実でしょうか。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

実際、総務課、会計課の連名になっておりました。ただ、言い訳のようで申し訳ないんですけども、当初、これが作成されたのが令和4年5月でした。その時は、合議という形で総務課と会計課で内容を確認した上に、判を押して「OKです」というものを出しております。その際は、問題と

なっていた宿泊証明につきましては、添付されるようになっております。それが証明書の代わりということになっておりました。

ただ、令和5年1月に改変されたものにつきましては、合議はありませんでした。

総務課の方に確認しましたら、「庁議で話したので、それで皆さん認めましたよね」ということを確認されたので、「意見は出ましたが、それがそのまま変更になるということは聞いておりませんでした」とお伝えしました。

会計課としては、連名になっているので、「このようなことは認められません」ということを伝えておりますが。そのときに、こちらもそれがそのままになると思ってなかったのも、とても遺憾でございます。

その後ですね、私だけが見てなかったのかなと思ひまして、改変されたことについて、2、3課長に確認したところ、知らない課長が多かったという事実はあります。

○河野政之委員 もう1点。

支出を決定する会計課の知らないところで改変されるにもかかわらず、会計課との連名で文書が作成されております。それに驚きであります。

この留意点の変更がどのような経緯でなされたのか、ご存じですか。

○参考人（山田恭恵会計課長） 留意点の変更につきましては、先ほど申し上げた令和5年1月13日かと思ひますけども、13日の庁議のときに、「証明書でなくても宿泊がわかるものを添付すればいい」という書類をまず庁議で出されたんですね。

その時は「領収書と宿泊したことがわかる書類を添付してください」ということで載っていました。そこまでだったら許せたんですけども、そのあと、どうしてかわからないんですが、ちょっとなぜこれを変更しなきゃいけなかったのか理由はわからないんですけども、そのあとに、最終的な形として、復命書に「どこに泊まったかを記入する見積書でいい」という形に読み取れるような文章になっておりました。

なぜそのように変わったかはちょっとわかりません。すみません。

○實藤量徳委員 続きまして實藤です。

旅費の支出の可否を判断する重要な部分が改変されたということで、本来極めて厳正であるべき公金の支出が、曖昧な証明だとしても可能になったということでしょうか。

また、会計管理者としては、支出すべきかどうか確認する作業に苦慮されたと思ひますが、出張した職員に問いただすようなこともされたのですか。

○参考人（山田恭恵会計課長） まず1つ目。

改変されたことによりまして、ますますこちらでは確認、その都度ですね、証明書はないか領収書はないかという確認を必ずするようになりまして、いくらその留意点が変更されたとしても、お支払いできないので、例えば「証明書を取り寄せるように」ということで、原課に支出命令を戻すことをしております。

2つ目。かなり苦慮はしました。そして問いただすこともしております。ちゃんと、証明できないものに関しては支払いを止めております。

○**實藤量徳委員** 最終的に支出をする会計管理者のあなたが、不明瞭なものに改変されたという疑問を持ちながら支出するということは、全責任を負うということですよ。それについて理不尽だと思いませんか。

自分が知らないところで変わったのに、自分の責任、「何で私が責任を取らんといかんの」と思いませんか。

○**参考人（山田恭恵会計課長）** はい。

そうですね。「出張旅費計算等に係る留意点」を総務課会計課で連名にしているにもかかわらず、会計課がOKを出してないことを全職員に「これでよし」とされていることに関しては非常に遺憾に思っております、その課長と喧嘩もしました。

ただ、「庁議でみんなが認めたじゃないか」ということで流されましたので。

ただそれについては、つい最近の庁議で「もう1回見直し」ということで、現総務課長が音頭を取って正しいものにしようとしているところでございます。

○**實藤量徳委員** すいません、確認なんですが、先ほどから庁議庁議と出ておりますが、課長の会議ってということですか。

○**参考人（山田恭恵会計課長）** 失礼しました。

庁議の長は庁舎とかの庁に議会の議の庁議となっております、構成は町長、副町長、教育長と課長と、あと総務課の係長になっております。

○**平山賢治委員** 平山です。

今までの質疑を踏まえて幾つか質問させていただきます。

1つは今の庁議なんですけど、令和5年の1月の庁議をもとにこういう、さらに添付書類が証拠書類でなくてもいいような感じに改変されたようにお見受けするんですけど、その庁議の中で、どのような人物が、そういう、「緩くして欲しい」というようなことを主張なさったとか、その辺についてもう少し詳しくご記憶ではございませんでしょうか。

○参考人（山田恭恵会計課長） 団体を連れて出張に、研修等ですね、行くところが多い課長たちが数名、「こんな場合もある」「こんな場合もある」ということで、「宿泊証明を取るのが難しい」という言い方で意見が上がっていた記憶があります。

ただ会計課としては、ホテルにちゃんと言え、何人分でも証明は出してくれます。

○平山賢治委員 実際我々が7年間、今さかのぼって調べておりますが、すでに7年前から「おそらくこれは自作であろう」というような領収書もあるので、多分、このような改変の意見が出る前から宿泊証明書をゆがめてきた人たちというのは、おそらく1定数いらっしゃるんだと思うんですが。

その人たちが、どういう目的かわからないけれども、そういう、公金を支出するのに証拠書類すら要らないというような主張をし始めて、それが通るようになってきたという時点では、極めて行政が意図的にゆがめられてきたという問題を我々は深刻にとらえないといけないと思います。

とりわけ、本来、宿泊料っていうのは定額だから、幾らの宿に泊まってもいいんだけど、泊まった証拠は要るわけですね。泊まっていない場合は確か条例によって請求できないことになっているから、どういう形であれ、幾らの宿であれ、泊まってあれば正当であれば正当に宿泊料が支給されるわけですが。

本来は、そこは領収書でですね、幾らであってもですね、本来やっぱり領収書で確認すべきが財務の原則だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

何年までがどういう形だったかっていうはっきりした覚えはないんですが、私が入庁した頃はずね、宿泊料につきましては、多分その当ても1万900円だったと思うんですけども、例えば6000円で止まった場合は、残金を戻すような形だったと覚えております。

それが平成30年の通知によりまして、たとえその額が低かったとしても、夕食代や朝食代と諸経費ですね、あると思うので、「1万900円は定額でお支払いしましょう」ということになったと記憶しております。

それに伴いまして、もともと領収書を付けてたかどうか、ちょっと出張自体が少なかったのも、付けなくていい時期もあったような気もするんですけども。

宿泊証明を添付するようになったのは、平成28年か29年の定例議会の一般質問の中で、平田利治議員が「本来付けるべきではないだろうか」というところから、確か添付として付けていくようになったように。すいません、かなり記憶が曖昧ですが、そのころからが宿泊証明でいいようになったのではないかと思います。

○平山賢治委員 わかりました。

もう1つはですね、今のお話ですと、結局、出張に行った課のチェックが十分に行われないうまま、会計課にあやしいものが出てきて、会計課が1つ1つチェックしないといけないというふうにお聞きしたんですけど。

実際はですね、組織原則から言うと、まず出張命令者が出張命令を行いますよね。出張命令者は、出張が終わった後に出張者の復命書を査収して、その復命書に間違いがないことを確認して、復命書を決裁すると。

それに基づいて旅費が請求されるんだけど、本来は復命書の中に宿泊場所を記載させて、出張命令者が、きちんと出張者が当該復命書の通りの宿に泊まったかの添付書類を確認した上で、ダブルチェックをかけて、「この復命書は間違いがないので出勤を頼む」という形で会計課に回ってくるのが一般的な組織原則じゃないかと思うんですけど、そういうことはこの行政ではあまり行われていないんでしょうか。

○参考人(山田恭恵会計課長) 会計課の方でいただく書類につきましては、決裁欄に予算執行者の印が押されていることで、そこは確認しているだろうというもとの、支出を命令されて支出しているところでございます。

各課長が、大体予算執行者になってくるとは思いますけども、が確認した上で支払いを命じられると思っております。各課長がどこまで見てるか、ちょっと確認は、すいません、しておりません。

○平山賢治委員 今回のケースは、会計課に対してニセの書類を作って、会計課が出してしまったという話なんですけど。

結局そのガバナンスというか、行政機構の問題で、そういうところの1つ1つのチェックが全く多分機能していない。なので、そういうことがしばしば起きたり盲点をついた、おそらくもしかするとそういう犯罪が今行われているかもしれないということですよね。

先ほどでいうと、担当課長がですね、1回決裁して支出命令に押すんですけど、その当該課長が犯罪を、罪を犯すということであれば、全くチェックが行き届かないということになります、そういう場合ってどうなるのでしょうか。

課長がもう嘘をつくという場合には、もう、現状においては出納責任者しか今そこを見る手だてがないというふうに解釈していいんですか。

○参考人(山田恭恵会計課長) はい。

おっしゃる通りで、各予算執行者からいただいた書類に関しまして、命令を出されましたら、一応、一旦止まって、このことが一番最初に発覚した伝票でございますが、これが本物かという確認をしたところまでが精一杯だったと言ったら言い訳になりますけども、大事な公金をですね、そのようなふうに使ってしまって申し訳ないと思っております。

○平山賢治委員 だから結局これは行政の基本的な機能が機能していない結果、出納責任者の方に非常に大きな負担がかかったり圧力がかかったりということになってるんで、これは行政そのものをですね、お金の流れ自体をやっぱり1から構築する必要があるんじゃないかと改めて思いました。

例えば宿泊、例えばですね、復命書にきちんと宿泊場所や到着時間とかですね、そういうのもきちんと義務として書かせて、出張命令者がですね、それを確認して、添付書類を確認の上で復命書に決裁するとか、そういう1からもう1回やり直さないといけないところなんだろうなと思いました。

もう1つなんですけど、実際、我々百条委員会や監査委員が確認したところ、過去にさかのぼってもですね、同様の偽造の疑いが複数見受けられます。当該人物それから当該人物でない人物、それから係ぐるみとかですね。

それから宿泊の事実がない。

今回一般質問で出たのは、別の宿に泊まってたから実害がないって話だったけど、今回はおそらく宿泊も、泊まっていないということが確認されている案件もありますので。

我々は今、すでに決裁済みの事例が、正しく支出されたのかを調査中なんですけど、会計課としてですね、例えば決済には至らなかったけれども問題のある請求書とか偽物まがいの証明書が請求書として提出されてきて、会計課が支出を止めたりとか、これじゃ駄目だということで差し戻した事例っていうのはぶっちゃけ、これまでもあるんでしょうか。

○参考人（山田恭恵会計課長） はい。

実際、会計課の方で止めてる書類がありました。内容的には、やはり宿泊証明が付いていないので、「添付するように」と係に言ったところ、宿泊証明を取り寄せて添付されたので、それは支払いを終わりました。

それから、請求書なんですけども、押印廃止の頃から請求書を自作している課がありまして、単発で出てくると、そういうものなのかと思ってしまってたんですが、5件ぐらい同じ様式で来て、「本人の意思がどこにも感じられないものについては戻すように」という監査の指導もありましたので、原課の係に「これはそちらで作ったのか」と聞いたら「そう」ということだったんですね。どうも便宜を図ってというらしいんですけども、請求書自体は請求者が作成するものなので、これは支払いできないということで、一旦お戻ししました。そうしましたら、各請求者が自署したものについて提出してきましたので、それについてもお支払いしました。

それから、もう1件ありまして、謝金につきまして、多分原課が作成してきていただろうというところで確認をしたら、「作りました」と係が言ったので、「ちゃんと取り寄せてもう1回提出して」と言ったら、1回目も押印が無かったんですけども、2回目も押印がなかったので、お支払いを止めたことがあります。2回目もだったので、遺憾でございました。

○**平山賢治委員** 最後に確認しますが、本人じゃない方が本人を語った請求書をお出しになって
るという意味なんですか。そういう意味ですかね。その行政の担当者がそういうものをかたっ
て請求書をお作りになってるということでしょうか。

○**参考人（山田恭恵会計課長）** はい。

実際、係に、懐には入らないにしてもそういう形であると言えると思います。

○**高橋直也議長** 冒頭にですね、委員長が質問した内容で、今百条委員会で書類を請求してもらっ
て今調べている中で、「宿泊の事実がないケースも確認されたようです」というようなお答えがあ
りましたけども、これは、確認ですけども、以前、違う場所に泊まっていたニセの宿泊証明書を付
けた同じ人が、今度は、泊まってもないところの宿泊証明書を付けて公金の支出を行わせてた事実
があるということでしょうか。

○**参考人（山田恭恵会計課長）** はい。

こちらで確認したところ、同一人物でありました。

○**平山賢治委員** ありがとうございます。

私どもが今、町に対して提出を求めている中で、1つは過去の旅費の支出に関するのと、もう
1つが「大刀洗マルシェかてて」というのがございます。旧名称が「さくら市場」といいますが、
これにつきましては、公金の支出の流れについて再三ですね監査委員が指摘してきたことでありま
すので、会計管理者としてもご存じのことと思いますが、これについては、やっぱり指摘を受けて、
これまで改善してきたというような実感はございますでしょうか。

○**参考人（山田恭恵会計課長）** はい。

「さくら市場」「かてて」につきましては、一般会計からの支出があるんですが、「マージンを
とっている関係で別通帳で出し入れをしています」ということも聞いておまして、その関連性
が会計課では全く見えてなかったのが、監査委員さんの方も、毎回というか、「これはどうなっ
ているのでしょうか」という質問に対してお返事はいただいていたようなんですけども。すみません、
詳細については会計課の方では申し訳ございませんが、よくわかっておりません。すみません。

○**古賀世章委員長** 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○**古賀世章委員長** 以上で、参考人からの意見聴取を終わります。ここで、暫時休憩といたします。

（午後2時3分休憩）

（午後2時42分再開）

○古賀世章委員長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。

議事を再開したいと思います。よろしく申し上げます。

次にですね、記録提出要求等についてでございますが、まず次回以降の委員会での証人喚問につきまして、事前に各委員からご意見をいただいておりますので、協議してまいりたいというふうに考えます。

まず村田地域振興課長でございますけれども、質問事項は「大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）」でございますが、これに関する公金の支出について。日時につきましては2月の17日、午後1時30分、場所はここ協議会室において行います。

本件についてご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○古賀世章委員長 お諮りします。

村田地域振興課長、質問事項は「大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）」に関する公金の支出について、日時につきましては2月の17日、1時30分。

以上、議長に対して証人出頭要求することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 異議なしと認めます。

そのように決定をいたします。

次の証人喚問につきまして、前総務課長である松元企画財政課長、質問事項は「出張旅費に関する留意点」について。日時につきましては2月の17日午後2時30分。場所はここ協議会室において行います。

本件についてご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○古賀世章委員長 お諮りします。

前総務課長である松元企画財政課長、質問事項は、「出張旅費に関する留意点」について、日時につきましては2月17日午後2時30分。

以上、議長に対して証人出頭要求することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、記録提出の要求でございます。

前回の委員会において、「さくら市場」「かてて」に関するすべての支出命令書及び関連する支出命令書と添付書類の提出を求めました。「さくら市場」から名称が変更され、現在は「大刀洗マルシェかてて」となっております。

これにつきましては、公金の支出を含む出納について、適正な会計処理をするよう、歴代の監査委員が指摘をしてきたはずでございます。

本委員会に提出された記録を確認しておりますが、各委員から、何年にもわたる監査の指摘に対して対応した形跡がなく適正な会計処理がなされていない疑いがあるというご意見が上がってきております。

この際、地域振興課が所有する「大刀洗マルシェかてて」旧名称「さくら市場」が保有するすべての預金通帳または金融機関が発行する取引明細書、それから、すべての帳簿または帳簿の写し、そして、出品者との契約に関するすべての書類、それから、すべての町への調定と収入伝票。以上の提出を求めたいと思います。

本件に関しまして、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りします。

ただいま申し上げた記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、2月7日までに記録の提出を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく、出頭せず、または証言を拒む場合、記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、2月17日月曜日、午後1時30分より会議を行いたいと思います。

つきましては、先ほど決しました記録提出要求につきましては2月7日金曜日までの提出とし、証人出頭要求は、2月17日月曜日午後1時30分といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(午後 2 時 48 分閉会)